

M&A Tax Newsletter

平成 29 年度税制改正でスクイズアウト手法による M&A の 税務上の取扱いはどう変わるのか？

デロイトトーマツ税理士法人

2017 年 4 月号

M&A/組織再編サービス

パートナー 橋本 純(税理士)
マネジャー 秋山 雄亮(税理士)
二杉 寧

1. 概要

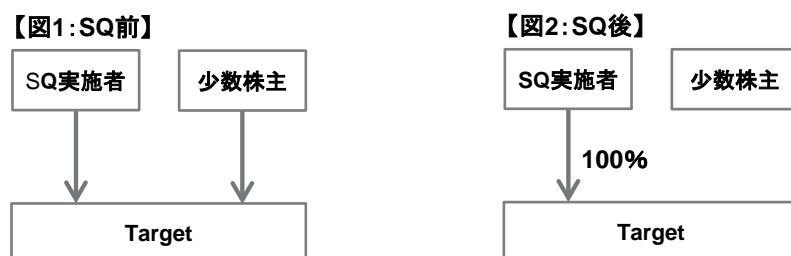
平成 29 年 3 月 31 日に公布された「所得税法等の一部を改正する等の法律(法律第四号)」および「法人税法施行令等の一部を改正する政令(政令第百六号)」(以下「現行法」)により、平成 29 年 10 月 1 日以後に実施される 1 株未満の端数処理を伴う全部取得条項付種類株式に係る取得決議もしくは株式の併合による完全子法人化および株式売渡請求による完全子法人化(以下「全部取得条項付種類株式等の手法による完全子法人化」)は、組織再編税制の一環として位置付けられることとされた。

実務上の具体的な影響として、全部取得条項付種類株式等の手法による完全子法人化が 50%超の支配関係がある企業グループ内の株式交換と同様の税制適格要件を充足しない場合には、完全子法人化した法人(以下「Target」)に時価評価課税等の課税上の取扱いが生じることになるため留意が必要である。

2. 平成 29 年度税制改正がスクイズアウト¹手法による M&A に与える影響

(1) スクイズアウトの手法

少数株主が存在する子法人(以下、図 1 および図 2 において「Target」)を完全子法人化(Squeeze Out: 以下「SQ」)する手法として、株式交換、全部取得条項付種類株式、株式併合および株式売渡請求等が一般的であるが、いずれの手法によった場合でも SQ 前後の資本関係は同一となるため、これらの手法は同様の経済的効果を有すると考えられる。

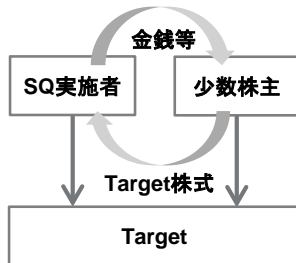


¹スクイズアウト(Squeeze Out)とはある会社の株主を大株主のみとするため、少数株主に対して金銭等を交付して排除することをいう。

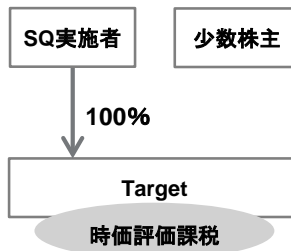
(2) 本税制改正の趣旨

株式交換の手法による SQ は、従前から組織再編税制の一環として位置付けられており、税制適格要件を充足しない非適格株式交換により完全子法人となる法人（以下、図 3 および図 4 において「Target」）の有する一定の資産²については時価評価課税等の課税上の取扱いが生じることとされていた。

【図3:非適格株式交換前】



【図4:非適格株式交換後】



その一方で、全部取得条項付種類株式等の手法による完全子法人化は、従前においては組織再編税制の対象とはされておらず、時価評価課税等の課税上の取扱いは生じないこととされていた。

したがって、本税制改正の趣旨は、全部取得条項付種類株式等の手法による完全子法人化を組織再編税制の一環として位置付けることで、同様の経済的効果を有するにもかかわらず旧法上では課税上の取扱いが異なっていた株式交換の手法による完全子法人化と全部取得条項付種類株式等の手法による完全子法人化の課税上の取扱いに整合性を持たせることにあると考えられる。

(本税制改正前後の課税関係比較表)

		株式交換	全部取得条項付種類株式	株式併合	株式売渡請求
Target の課税関係	旧法	(原則) 一定の資産に係る時価評価課税* (例外) 適格要件を充足した場合は課税繰延	時価評価課税なし		
	現行法	上記同様の取扱い	(原則) 一定の資産に係る時価評価課税* (例外) 適格要件を充足した場合は課税繰延		

* 本税制改正により、平成 29 年 10 月 1 日以後に終了する事業年度終了の時に有する資産のうち、税務上の帳簿価額が 1,000 万円未満の資産は時価評価の対象資産から除外されたため、Target が 10 月 2 日以後に連結納税グループに加入する場合等にはいわゆる「自己創設のれん」に係る時価評価は不要であると考えられる。

(3) 本税制改正がスクイーズアウト手法による M&A に与える影響

従前、株式公開買付等により連結納税制度を選択している企業グループが Target の株式の一部を取得後に SQ を実施する場合や Target 株式のすべてを取得する場合には、Target に連結納税加入に伴う時価評価課税や法人税法上の繰越欠損金の切捨てが生じる可能性があり、これらが M&A 実施の阻害要因となっている側面があった。

この点、本税制改正により、税制適格要件を充足する全部取得条項付種類株式等の手法による完全子法人化の場合、Target は連結納税加入に伴う時価評価課税や法人税法上の繰越欠損金の切捨ての対象外となることから柔軟な M&A の実施が可能になるものと考えられる。

ただし、全部取得条項付種類株式等の手法による完全子法人化が一定の税制適格要件を充足しない場合、本税制改正後においても Target に時価評価課税や欠損金切捨て等が生じる可能性があるため留意が必要である。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。

² 固定資産、土地等(土地および土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く)、有価証券、金銭債権および繰延資産のうち一定の資産。

お問い合わせ

M&A/組織再編サービス

組織再編税務サービス www.deloitte.com/jp/reorganization-tax

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階

T e l 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/ma-newsletter

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.